

現況届  
所得状況届  
の提出を  
お忘れなく!

# 児童扶養手当 特別児童扶養手当

子育て  
+ プラス

vol.  
17

提出の際は、市町村からの案内を確認してください。

## 児童扶養手当

児童扶養手当の受給者は、毎年「現況届」を提出する必要があります。

※届を出さないと11月分以降の手当を受けることができません。

提出期間 **7月31日～8月31日**

## 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当の受給者は、毎年「所得状況届」を提出する必要があります。

※届を出さないと8月分以降の手当を受けることができません。

提出期間 **8月12日～9月11日**

以下に該当される方に、児童扶養手当・特別児童扶養手当が支給されます!

ひとり親世帯など、父または母と生計をともにしていない児童を養育している場合や、父または母のどちらかが重度の障害にある状態において児童を養育している場合に**児童扶養手当**が支給されます。  
(児童が18歳になる日以降最初の3月31日まで)

身体や精神に、中度以上の障害のある20歳未満の児童を扶養している場合に**特別児童扶養手当**が支給されます。

新規申請は市町村の窓口で **随時** 受け付けています。詳しくは下記へ。

☎ 県奈良っ子はぐくみ課 ☎0742-27-8606 FAX0742-27-2023 🌐 www.pref.nara.jp/1648.htm  
またはお住まいの市町村担当課まで

消費者トラブルで困ったときは  
**消費生活センター**にご相談ください。

イ ヤ ヤ  
**188** (局番なし)

身近な消費生活相談窓口をご案内します。

**相談無料**

※通話料金は要負担

メールやハガキで身に覚えのない請求が来た



インターネットで注文した商品が届かない



お試しのつもりで申し込んだ健康食品が定期購入となっていた



住宅の無料点検に来た事業者が強引に契約を迫られた



クーリング・オフのやり方を知りたい



「おかしいな…」  
と思ったら、  
一人で悩まず、  
早めにご相談を!

専門の相談員が消費生活に関する相談を受け、  
アドバイスや、問題解決のお手伝いをします。  
お住まいの市町村でも消費生活相談を受け付けています。

☎ 県消費生活センター  
☎0742-36-0931 FAX 0742-32-2686  
県消費生活センター 中南和相談所  
☎0745-22-0931 FAX 0745-22-4999  
🌐 www.pref.nara.jp/18502.htm

消費生活相談



奈良  
くらし  
手帳  
vol. 50